

令和5年度（2023年度） 鎌倉市特定任期付職員（スクールロイヤー） 採用選考受験案内

鎌倉市総務部職員課

鎌倉市では、鎌倉市教育委員会事務局において、弁護士の専門性を発揮できる教育行政事務に従事する「特定任期付職員（*）」を募集します。

* 特定任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、高度の専門的な知識経験等を有する者を、任期を定めて当該知識経験等が必要とされる業務に従事させるため採用する職員です。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

1 募集する職種、採用予定人数、任用期間及び職務内容

職 種	採用予定人数	任用期間（*）	職務内容
弁護士 （スクール ロイヤー）	1名	令和6年（2024年）4月1日から 令和8年（2026年）3月31日まで	（1）行政事務執行上の法的問題に関する職員からの相談対応 （2）学校等における教職員からの相談対応及び法令関係研修の実施 （3）教育委員会事務局職員として保護者等との面談対応 （4）トラブルの未然防止等のための施策の企画立案等

（*）採用予定日は、原則として令和6年（2024年）4月1日ですが、離職等の事情により同日からの勤務が困難な場合は、相談に応じます。また、任期は採用した日から5年を超えない範囲内で本人の同意を得て更新する場合があります。

※ 公の意思の形成への参画にたずさわる職です。

2 受験資格

内容 職種	受 験 資 格	
	学歴・資格要件	年 齢 要 件
弁護士	弁護士資格を有し、その資格に基づき職務経験が2年以上ある者	年齢要件はありません。

※職務経験

（1）職務経験とは以下のものが該当します。

- ア 弁護士としての実務経験
- イ 国、地方公共団体での常勤弁護士（任期付職員等）としての実務経験
- ウ 弁護士資格取得後の国、地方公共団体、民間企業等での法務や訴訟に関する実務経験
- エ その他上記と同等の経験

- (2) 職務経験には、上記のうち週当たり 30 時間程度の勤務を 1 年以上継続した期間が該当します。
- (3) 最終合格発表後、職務経験を確認するため、職務経歴書を提出していただきます。

次に該当する人は受験できません。

地方公務員法第 16 条の規定に該当する人

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験申込手続

電子申請による受付となります。

次の期間中に市ホームページから、「神奈川電子自治体共同運営サービス（e-kanagawa 電子申請）」にアクセスして申込みしてください。

※ホームページに「**電子申請に関するマニュアル**」も掲載します。申込方法の詳細については、そちらを必ず御確認ください。

(URL : <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/saiyo-ninkitsukil2.html>)

【申込受付期間】

令和 5 年 (2023 年) 12 月 4 日 (月) 午前 9 時から 12 月 25 日 (月) 正午まで

※ 電子申請のみの受付となります。郵送や持参等での提出はできませんので御注意ください。

4 試験の方法

(1) 第一次選考

内容	<p>申込内容、エントリーシート（論文含む）及び職務経歴書について、書類選考を実施します。</p> <p>【論文等テーマ】</p> <p>(1) 鎌倉市の特定任期付職員（スクールロイヤー）を志望する理由を記載してください。（300 字程度）</p> <p>(2) これまでの職務経験を特定任期付職員（スクールロイヤー）としてどのように生かしたいか、具体的に記載してください。（1,200～1,500 字）</p>
提出方法等	<p>ホームページから、エントリーシート及び職務経歴書をダウンロードし、書類を作成してください。その後、e-kanagawa から申し込む際にその書類及び「弁護士資格を有することを証明する書類の写し」を添付してください。</p> <p>※e-kanagawa の操作方法は「電子申請に関するマニュアル」を参照してください。</p>
合格発表	<p>令和 6 年 (2024 年) 1 月 11 日 (木) を予定しています。</p> <p>(市のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者には e-kanagawa からその旨をお知らせします。なお、郵送による通知は行いません。)</p>

(2) 第二次試験

内容	第一次選考合格者に対し、会場を指定のうえ、個人面接を行います。
日程	令和6年(2024年)1月15日(月)
会場	鎌倉市役所本庁舎等(試験会場等の詳細は、第一次選考合格者にお知らせします。)
合格発表	令和6年(2024年)1月下旬 (市のホームページに合格者の受験番号を掲載します。郵送による通知は行いません。)

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、特定任期付職員採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用の時期について、原則として令和6年(2024年)4月1日となります。
- (3) 採用後6か月は条件付採用となります。この期間の実績により、正式採用しない場合があります。
- (4) 受験資格がないこと又は申込の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消し、特定任期付職員採用候補者名簿から削除します。
- (5) 外国籍の方について、就労が制限される在留資格の方は、採用しません。

6 職位及び配置

本市の課長職に任じます。なお、令和5年(2023年)11月現在、教育総務課への配置を予定していますが、事務の見直し等により配置を採用後に変更する場合があります。

<指揮系統例> 部長-次長-課長-担当係長-担当職員

7 勤務条件

- (1) 給与
給与は、鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例施行規則に基づいて支給されます。

給与月額(地域手当を含む。)
612,950円

この他、期末手当及び通勤手当を支給要件に応じて支給します。なお、扶養手当、住居手当、管理職手当又は時間外勤務手当などの支給はしません。

上記給与月額は令和5年(2023年)4月1日現在のものです。採用するまでに給与改定等が行われた場合は、給与月額が変動する場合があります。

- (2) 勤務時間
午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、原則として月曜日から金曜日までの週38時間45分勤務となります。必要に応じて勤務時間帯の変更、土日等の出勤があります。
- (3) 休暇
採用月に応じて年次有給休暇を付与します(年間最大20日)。その他として特別休暇(結婚・忌引等)があります。
- (4) 服務等について
基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。
任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用される

ので、現在の弁護士業務を停止する必要があります。弁護士登録を抹消する必要はありません。
※弁護士会の会費等は、自己負担となります。

8 その他注意事項

- (1) 試験の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験を受験できません。合格している場合は、合格を取り消します。
- (2) 災害等で試験が実施できない場合などの緊急のお知らせは、市ホームページ及びX（旧 Twitter）（アカウント名：鎌倉市職員採用情報）で行います。

鎌倉市総務部職員課 〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 TEL 0467 (23) 3000 内線 2232



職員課ホームページ <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/saiyo-t.html>



X（旧 Twitter）鎌倉市職員採用情報 https://twitter.com/kamakura_saiyou